

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 6 月 2 日 (火) 第111号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○鹿児島県職員の特務手当支給規則の一部を改正する規則 (※)	(人事課取扱い) 1
告 示	
○保安林の指定 (2件)	(森づくり推進課取扱い) 1
○救急病院等の認定 (3件)	(保健医療福祉課取扱い) 2
○肥料の登録の有効期間の更新	(経営技術課取扱い) 3
○土地改良区の役員の就退任の届出	(農地整備課取扱い) 4
○県営土地改良事業の工事の完了 (4件)	(農地整備課取扱い) 4
○歳入の収納事務の委託	(建築課取扱い) 5
○道路の位置指定	(始良・伊佐地域振興局取扱い) 5
公 告	
○令和2年度家畜商講習会開催公告	(畜産課取扱い) 5
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	(生活安全企画課取扱い) 6

規 則

鹿児島県職員の特務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月2日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第44号

鹿児島県職員の特務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の特務手当支給規則(昭和35年鹿児島県規則第98号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を削り、同項第2号中「第4条第1項第2号及び第3号」を「第4条第1項第1号から第3号まで」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県職員の特務手当支給規則の規定は、令和2年2月1日から適用する。

告 示

鹿児島県告示第558号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和2年6月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 保安林の所在場所

鹿児島市郡山町534番，537番1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第559号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

令和2年6月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林の所在場所

いちき串木野市川上字久保次郎1046番，1053番，1054番，1055番1，1055番5

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第560号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

令和2年6月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
若松記念病院	薩摩川内市神田町11番20号

2 認定の有効期限

令和5年5月22日

鹿児島県告示第561号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

令和2年6月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
今村総合病院	鹿児島市鴨池新町11番23号

2 認定の有効期限

令和5年5月31日

鹿児島県告示第562号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和2年6月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
医療法人南溟会宮上病院	大島郡徳之島町亀津7268

2 認定の有効期限

令和5年6月29日

鹿児島県告示第563号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和2年6月2日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1198号	令和5年6月27日	副産動物質肥料	フィッシュソリュブル	窒素全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	枕崎水産加工業協同組合	枕崎市立神本町12番地
鹿児島県肥第1304号	令和5年6月8日	混合有機質肥料	海地の恵（みちのめぐみ）	窒素全量 6.0 りん酸全量 4.5 加里全量 1.3	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社厚石園	枕崎市桜山東町974番地
鹿児島県肥第1305号	令和8年6月8日	魚かす粉末	7-7魚粕	窒素全量 7.0 りん酸全量 7.0	該当なし	株式会社厚石園	枕崎市桜山東町974番地
鹿児島県肥第1306号	令和8年6月10日	蒸製骨粉	蒸製骨粉 SUN	窒素全量 3.0 りん酸全量23.0	該当なし	サンテグレ株式会社	曾於市末吉町南之郷158番地
鹿児島県肥第1307号	令和8年7月8日	肉骨粉	S F K チキンミール	窒素全量 9.0 りん酸全量 5.0	該当なし	サンテグレ株式会社	曾於市末吉町南之郷158番地
鹿児島県肥第1308号	令和8年7月8日	肉骨粉	S F K 肉骨粉	窒素全量 9.0 りん酸全量 5.0	該当なし	サンテグレ株式会社	曾於市末吉町南之郷158番地
鹿児島県肥第1309号	令和8年7月8日	肉かす粉末	S F K 肉かす粉末	窒素全量 10.0	該当なし	サンテグレ株式会社	曾於市末吉町南之郷158番地

鹿児島県告示第564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、両根占土地改良区の役員
の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年6月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 野村 博己 肝属郡南大隅町根占川北119番地2
理事 福元 祐義 肝属郡南大隅町根占川北3589番地
理事 前原 哲朗 肝属郡南大隅町根占川北5486番地1
理事 富田 良成 肝属郡南大隅町根占川南5459番地
理事 徳留 徳次 肝属郡南大隅町根占川南1131番地
理事 武田栄一郎 肝属郡南大隅町根占山本4802番地
理事 福山 正二 肝属郡錦江町城元31番地12
理事 牧原 正信 肝属郡錦江町馬場275番地1
理事 小田 勇一 肝属郡錦江町城元428番地
監事 田淵 哲朗 肝属郡南大隅町根占横別府995番地1
監事 堂地 一郎 肝属郡南大隅町根占川北3837番地
監事 福岡 利秋 肝属郡錦江町城元2019番地2

（任期 令和2年4月11日から令和6年4月10日まで）

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 湊原 初男 肝属郡南大隅町根占川北403番地口
理事 福元 祐義 肝属郡南大隅町根占川北3589番地
理事 前原 和雄 肝属郡南大隅町根占川北5520番地
理事 富田 良成 肝属郡南大隅町根占川南5459番地
理事 徳留 徳次 肝属郡南大隅町根占川南1131番地
理事 武田栄一郎 肝属郡南大隅町根占山本4802番地
理事 福山 正二 肝属郡錦江町城元31番地12
理事 牧原 正信 肝属郡錦江町馬場275番地1
理事 小田 勇一 肝属郡錦江町城元428番地
監事 下園 藤雄 肝属郡南大隅町根占辺田4017番地
監事 堂地 一郎 肝属郡南大隅町根占川北3837番地
監事 福岡 利秋 肝属郡錦江町城元2019番地2

鹿児島県告示第565号

土地改良事業県営農地環境整備（農道整備，区画整理及び暗渠排水）川田地区の工事は，平
成31年3月27日に完了した。

令和2年6月2日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第566号

土地改良事業県営農地防災（ため池等整備事業（土砂崩壊防止））（農業用排水施設整備）
草田地区の工事は，令和2年3月11日に完了した。

令和2年6月2日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第567号

土地改良事業県営農村地域防災減災（農地保全整備（農地侵食防止））（旧：県営農地防災
（農地保全整備（農地侵食防止）））（農業用排水施設整備）小牧地区の工事は，平成31年
1月28日に完了した。

令和2年6月2日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 告 示 第 568 号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）岩山地区の工事は、令和 2 年 3 月 24 日に完了した。

令和 2 年 6 月 2 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 告 示 第 569 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 6 月 2 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 1 歳入の種類
大島郡与論町に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方
大島郡与論町茶花 1418 番地 1
与論町
- 3 委託期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局 告 示 第 22 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 2 年 6 月 2 日

始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局 長 中 野 功 久

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和 2 年 5 月 12 日	霧島市国分中央三丁目 3 番 3 号 株式会社国分ハウジング 代表取締役 久保範和	始良市加治木町反土字惣門 2001 番 3	31.24	5.03

公 告

令和 2 年度家畜商講習会開催公告

家畜商法（昭和 24 年法律第 208 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により、令和 2 年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和 2 年 6 月 2 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

1 開催の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第 1 日	令和 2 年 8 月 4 日 (火) 午前 9 時から午後 5 時まで	鹿児島県市町村自治会館 402 会議室 (鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号)
第 2 日	令和 2 年 8 月 5 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで	同上

2 講習内容

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第 1 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項のほか、知事が必要と認める事項

3 受講資格

制限はない。

4 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第 3 条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第 1 項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令第 1 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

5 講習手数料

3,300円

6 受講手続

(1) 提出書類等

ア 受講申請書

イ 講習手数料（3,300円分の鹿児島県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

ウ 4 に該当する者にあつては、講習時間の特例措置適用申請書及び獣医師免許の写し又は家畜人工授精師免許の写し

(2) 受講申請書等の提出先

鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577）

7 受講申請書の提出期限

令和 2 年 6 月 30 日（火）

8 受講申請書等の用紙の交付

受講申請書及び講習時間の特例措置適用申請書の用紙は、鹿児島県農政部畜産課、各地域振興局、各支庁及び各市町村担当課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-2111内線3226）、各地域振興局、各支庁又は各市町村担当課に対して行うこと。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第60号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 6 月 2 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PAナムココレクションAA	株式会社メーシー	0P0156
ぱちんこ遊技機	P真北斗無双3SFB	サミー株式会社	0P0279
ぱちんこ遊技機	PAガラスの仮面N-K1	株式会社ニューギン	9P1810
ぱちんこ遊技機	P乗物娘M5-K1	株式会社ニューギン	0P0256